

【研究論文】

正徳度信使費用拝借の舞台裏

——武備之儀——官位之儀——の請願と——朝鮮之押——

はじめに

正徳元年（一七一）四月八日、平田直右衛門（対馬藩国元家老）¹は、新井白石（將軍侍講）のもとを訪れ、「書付」を提出した。国元家老であるはずの平田が江戸に滞在していたのは、杉村三郎左衛門（対馬藩江戸家老）とともに正徳度信使（一七一一年）費用の拝借を幕府に請願するためであった。²しかし、元々平田は白石に右の「書付」を提出すべく江戸に参上する予定であった。

よる補足を、〔〕は語句の説明を意味する。(以下同じ。)と朱書きされてゐることを考えれば、白石の指導が多く入り、「反古同前」となつてゐたことが分かる。「此通草案認、：」の「草案」、「此書付ハ反古同前也」の「書付」とは、全て①「覚書」のことを表しているが(引用史料中、傍点は筆者。以下同じ。)、この①「覚書」は田代和生氏によれば、瀧六郎右衛門(対馬藩江戸勘定役)が作成した「瀧六郎右衛門草稿」を踏まえて、雨森芳洲(対馬藩儒学者)が改訂を加えた「芳洲の草稿」のことであり、これが後に白石・芳洲論争の際に提示された「宗対馬守書付」へとつながっていく(図表①)⁷。

提出された「書付」は二つ。³ ①「覚書」と②「日本朝鮮和好再興之次第」である。⁴ 提出の際、白石は不在であったことが知られているが、①

書付

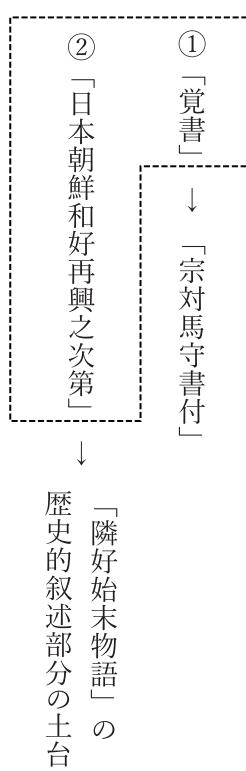
案認、(平田)直右衛門被
持越候得とも、筑後守〔新
5 〔瀧六郎右衛門草稿〕
「芳州の草稿」

井白石様へ被差出候節

書改候所數多有之候二付、此書付八反古同前也」（引

用史料中、（ ）は筆者に

【図表①】「書付」成立の流れ



つながつてくるはずである。本稿では正徳度信使費用拝借（一七一一）の舞台裏で、いったい何が起つていて、右の状況を踏まえつつ明らかにしたい。

一、新井白石と対馬宗家の関係

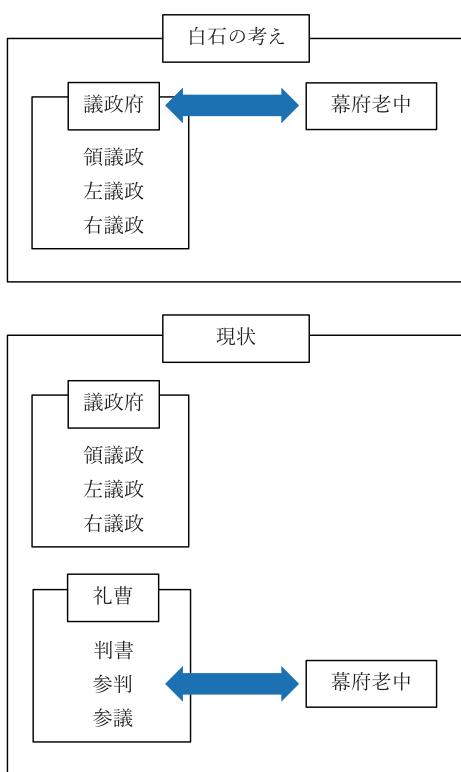
徳川綱吉（五代将軍）の死後、跡を継いだ徳川家宣（六代将軍）は、宝永六年（一七〇九）五月一日に將軍宣下を受けた。将軍就任に伴う朝鮮通信使の来日は、これ以前から土屋政直（幕府老中）を介して対馬宗家に伝達されており、以来対馬宗家は朝鮮との交渉に奔走していた。結果、来日は正徳元年（一七一二）七八月頃と決し、朝鮮側から幕府老中宛て礼曹参判書契がもたらされる。しかし、この書契は土屋に披露されることなく、白石によつて差し止められてしまう。杉村三郎左衛門（対馬藩江戸家老）は事の次第を確認すべく、宝永七年（一七一〇）一〇月七日に白石のもとを訪れると、白石から次のようないきなりの回答がなされた。¹⁰

白石の回答は、①土屋への書契の披露はなされないこと、②徳川家宣の考えでは、幕府老中は朝鮮国議政のように「国家之政」を執り行う「職分」であることから、議政と幕府老中が「同職同格」であること、^{〔前題想〕}③したがつて、書契は議政から届けられるべきところ、格下の礼曹で、かつ判書（主席）ではなく、参判（次席）からの書契では全くもつて釣り合わないこと、④これまでそうしたことがまかり通つていては、日本側の「不吟味」でもあり、今更朝鮮側に伝えたところで、承服せず複雑になるであろうから、とりあえずは一度書契を差し止め、音物に關しては勝手次第とすべきこと、^{〔書契〕}⑤礼曹参判からの書契が不要であることは御前での協議で決したが、音物まで不要かどうかは幕府老中が判断すべき事柄であるので、このことについては対馬宗家内でもよく協議して欲しいこと、^{〔日本側〕}⑥官位については、議政は「三公」（領議政・

候間、一向ニ書翰を相止可然候、音物之義ハ弥遠度之由申候ハ、、其段ハ勝手次第二候、書翰之儀者決而不入事之由、^{〔徳川家宣〕}御前之御評議相極り被仰出候、然処音物も無用与之義者、定而御老中之御了簡ニ而可有之与之御事ニ候、此訳を以於其元得与御吟味可被成候、又々被仰上様も可有御座候哉、尤官位之差別を以ハ議政ハ三公ニも准し、朝廷などゝも申候得ハ、^{〔幕府老中の官位官職〕}四位侍従与者格別之違ニ候得共、職分者同格ニ而御座候、日本武家之治世迄寵成候而者、賴朝を初として官位ニ不拘、職を重せられ候日本之風儀ニ候付、官位ニ不拘、唯職分之高下を御吟味被成候、上之御仕置ニ付、右之通り之思食入之由、：

白石の回答は、①土屋への書契の披露はなされないこと、②徳川家宣の考えでは、幕府老中は朝鮮国議政のように「国家之政」を執り行う「職分」であることから、議政と幕府老中が「同職同格」であること、^{〔前題想〕}③したがつて、書契は議政から届けられるべきところ、格下の礼曹で、かつ判書（主席）ではなく、参判（次席）からの書契では全くもつて釣り合わないこと、④これまでそうしたことがまかり通つていては、日本側の「不吟味」でもあり、今更朝鮮側に伝えたところで、承服せず複雑になるであろうから、とりあえずは一度書契を差し止め、音物に關しては勝手次第とすべきこと、^{〔書契〕}⑤礼曹参判からの書契が不要であることは御前での協議で決したが、音物まで不要かどうかは幕府老中が判断すべき事柄であるので、このことについては対馬宗家内でもよく協議して欲しいこと、^{〔日本側〕}⑥官位については、議政は「三公」（領議政・

左議政・右議政)に位置し、朝廷とも称されることから、「四位侍従」の幕府老中とは釣り合わないものの、「職分」は同じであること、(7)日本が武家優位の世の中となつて以降、源頼朝を初めとして官位よりも「職分」が重視されてきたこと、(8)これこそが「日本之風儀」であるので、官位ではなく「職分」の内容を考えることこそが徳川家宣の方針であること、である。



【図表②】白石の考え方と現状

白石がここで言わんとしているのは、幕府老中と礼曹参判の官位と「職分」が不一致であることから、一旦ここで整理をしたい、といったことであろう（【図表②】）。このようなことは白石が抜擢されて以来、「武家官位表束考」（一七一〇年頃成立か）などで度々議論されてきたことである。¹¹それを今回、書契の差し止めといったかたちで具現化しようとしたのである。白石の急な対応に杉村は戸惑いながら

らも、協議を求められた案件——礼曹参判からの音物は不要か——については、国元（対馬）に検討を委ねるのである。

一方で杉村は白石に協力する姿勢も見せていた。白石が正徳度信使来日の際に「日本国王」号への復号や聘礼改革を断行したことはよく知られているが、それ以前に白石は日本（対馬）と朝鮮との関係について多大な情報を集めようとしていた。そうした白石の狙い（真意）を知る由もなかつた杉村は、江戸藩邸に保管してあつた「鶴峯集」の写を自ら持参したり、¹²白石の書契に関する質問——幕府老中と礼曹参判が交わした書契は寛永二三年（一六三六）が初見か——に対して、瀧井を介して回答させたりもしている。極め付きは、白石から瀧を通じて依頼された「書付」（後に平田によつて白石へもたらされたもの、すなわち①「覚書」+②「日本朝鮮和好再興之次第」）に関して、内容を国元（雨森芳洲〔対馬藩儒学者〕・松浦霞沼〔同〕を含む）で検討させた結果を、国元家老にわざわざ江戸まで持参させようとしていたことであろう。杉村が何ゆえこのようなことを構想したのかは定かでないが、杉村自身が記した書状を見ることでその答えが明瞭となる。¹³すなわち、「此度（白石が要求する「書付」を）御出置被成候ハ、若者此後御交易（朝鮮貿易）之道相障候義有之、中絶仕候共、其節御願之御筋ニも可罷成哉与奉存候」である。杉村は白石の狙い（真意）こそ分かつていなかつたものの、積極的に協力する姿勢を見せることで、今後起こうとする朝鮮貿易の危機的状況に備えようとしたものと考えられる。

そもそも当時の朝鮮貿易は、一時（一七世紀末期）の幕府による制限策の影響はあったものの、人参代往古銀（特鑄銀）の铸造が許可されたことで（一七一〇年九月二七日許可）、一応の“安定”を見ようとしていた。しかし、その中で「宝永新例案」（一七一〇年）を提唱するなど、再び制限策へ舵きりしようとしていた白石は、杉村にとつて脅威の対象と映っていたことだろう。¹⁴ このことから杉村は白石に對して従順な態度をとることで、朝鮮貿易が危機的状況に陥った際に助けてもらおうとしていたと考えられる。こうした駆け引きの能力に杉村は長けていた可能性があり、人参代往古銀（特鑄銀）の铸造を荻原重秀（幕府勘定奉行）・土屋から取り付けたのも杉村であった。白石と杉村。両者の初対面はそれぞれの思惑が交錯するかたちで終了したのである。¹⁵

二、「武備之儀」の請願

ところで、白石は何ゆえ瀧を介して「書付」を要求したのであろうか。そのことを記した瀧の文書が残されているので、そこから紐解いてみよう。¹⁶

瀧が白石と対面したのは、杉村が訪問した翌日の宝永七年（一七一〇）一〇月八日のことである。前日に白石は杉村に対して、書契に関する質問―幕府老中と礼曹參判が交わした書契は寛永一三年（一六三六）が初見か―を投げかけており、杉村が調べた結果を白石に伝えたのが瀧であった。その瀧が、寛永一三年（一六三六）以前

の書契としては、慶長一二年（一六〇七）の呉億齡（礼曹參判）のものが一通、元和三年（一六一七）の尹爵民（同）のものが一通で、計二通あつたことを伝えると（〔寛永十三年（一六三六年）前、慶長十二年（一六〇七年）〕之時礼曹參判呉億齡（朝鮮）国王之命を奉ヶ差越候書翰（書契）一度、元和三年（一六一七年）之時日（礼曹）參判尹爵民（朝鮮）国王之命を奉ヶ差越候書翰一度、都而兩度差越候義御座候」）、白石は礼曹參判の名前を書き留め、瀧に対して「右信使并書翰〔書契〕之儀ニ付、和好之次第、朝鮮筋對州之義」を詳細に尋ねてきた。これを受けて瀧は次のような回答を行つた。

：朝鮮國之義、北京与日本之間ニ挟り在之、日本武備之嚴重成儀を北京ニ而申聞候付、日本之御為ニも宜との有増、又ハ日本國之内ニ而、対州程外國ニ近キ所ハ無御座ニ付、四百年已前元之世祖、朝鮮を先導として被侵日本候時、対州カ被攻來、助國（宗資國）様御討死被遊候付、殿様ニも御代々御油斷可成様無之、武備を肝要ニ被成候との義、然共近年朝鮮渡之銀高被減之、其上新銀成候付、交易之御所務無之、武之備ニ御難儀被成候有増、：

瀧の回答は、①朝鮮は中国と日本の間に位置することから、同国を通じて日本の武備が嚴重であることが中国に伝われば日本のためになると、②日本の中で対馬ほど外國に近いところはなく、四〇〇年以前の元寇の際は、朝鮮の先導によつて対馬から攻められ、宗資國が殉死する事態となつたことから、代々の対馬藩主は武備を大事なものと認識していること、③しかし近年、朝鮮貿易における輸出銀高が減

少し、そのうえ新銀（元禄銀・宝永銀など）の発行によつて、利益が出来ない状態となつてゐることから、武備を整えるのが困難になつてしまつてゐること、である。

元寇という歴史的な事実から中国の脅威を煽ることで、対馬宗家の武備の重要性を訴える内容となつてゐる。しかし瀧の狙いは、武備の強化を名目とした朝鮮貿易の「梃入れ」にあつたと考えられる。すでに述べたように、この時期の朝鮮貿易は幕府の相次ぐ制限策によつて危機的状況に直面してゐた。しかし、人参代往古銀（特鑄銀）の铸造が幕府から許可されたことで、一応の「安定」を見るかもしれないなかつた。そのような中で瀧が狙いとする「梃入れ」にどのような具体が伴つていたのかは分からぬ。ただ漠然と対馬宗家の窮状を訴えただけの可能性もある。恐らく瀧は、人参代往古銀（特鑄銀）の効果が未知数の中で武備の強化と絡めたかたちで窮状を訴え出ることで、幕府のさらなる「梃入れ」を期待してゐたのではないだろうか。

これを受けた白石は、瀧の主張に賛意を表し、平田と杉村に伝えて、主張の全体を「書付」としてまとめてくるよう提案する。あるいは瀧本人が作成してもよかつたらしく、とにかく白石としては「不拘虚実承伝候分、微細ニ書付差出候」ことが重要であつた。白石の言によれば、「書付」を提出することは、「対馬守殿御為ニ肝要」という。その理由は定かでないものの、こうした文句を使つてまでも対馬宗家に「書付」を提出させたかったのである。加えて白石は朝鮮貿易の輸出銀高の推移を示す「委書付」も別に要求している（「殊武備之儀者、日

本之御為至而大切成義ニ而候間、朝鮮渡之銀高、以前ハ何程ニ候へ共減少仕り、只今者何程与申義共、相違無之様委書付可遣候」）。これは先の瀧の訴え—朝鮮貿易の輸出銀高が減少してゐることから、武備を整えるのが困難になつてゐること—を受けて、急遽提出を要求したものと考えられるが、白石は再び「対馬守殿御為ニも可罷成」と述べ、「委書付」の提出まで正当化しようとする。

以上から分ることは、白石が日朝関係に関わるありとあらゆる情報報を対馬宗家から引き出そうとしていた事実であり、そのためには対馬宗家に擦り寄る態度も辞さなかつた、ということであろう。こうした白石の態度に違和感を覚えたのか、瀧は「其段「〔委書付〕のこと」ハ前以御老中様方江も段々申上置候」と述べ、提出を拒否する姿勢を見せた。この「前以」がいつ頃を指すのかは分からぬが、たとえば対馬宗家は、貞享三年（一六八六）に阿部正武（幕府老中）に対して、朝鮮貿易に係る書類一式を提出した過去があつた。¹⁸ しかし一般的に考えて、「前以」の時期（貞享期・一六八四～八七年）と当該期（宝永期・一七〇四～一〇年）では貿易の勝手も異なつており、以前提出したからと言つて、今回提出しなくてもよいということにはならない。ただ瀧としては、不用意に内実を曝け出すこと自体に抵抗があつたのであつて、だからこそ白石の要求を鵜呑みにはしなかつたのであろう。しかし、それを聞いた白石はすぐさま切り返しにかかる。すなわち、「表向之義〔幕府老中を介したルート〕ハ委上〔徳川將軍〕ニ難相通候、

：況只今之上様〔徳川家宣〕ニ者、殊外御威高ニ被成御座候付、表向

方などハ中々委細之義難被仰上候、我々義者以前方御側近ク罷出申上來候故、委細之義も申上能候」である。白石は幕府内での自身のポジションを強調することで、提出を拒む瀧を言い包めようとする。さすがの瀧もこの勢いに負けたのか、「書付」の提出は自らの判断ではできないとして、杉村に相談する姿勢を見せる。杉村が芳洲や霞沼に「書付」の検討を委ねたのは（第一章）、まさにこうした事情があつたためであり、その背景には白石の異様とも言うべき知識欲が存在していることである。結果、白石が望み通りの「書付」を手にすることができたことは言うまでもない。¹⁹

三、「官位之儀」の請願

白石に対する対馬宗家の働きかけは、何も「武備之儀」だけではなくかった。宝永七年（一七一〇）一〇月七日、杉村は対馬藩主の官位に関する相談も持ちかけようとしていた。²⁰しかし、白石に来客があつたことから、辞退せざるを得なかつたようである。こうした経緯から、翌八日に対面した瀧がその話を切り出すことになる。内容は次の通りである。²¹

候ハ、官位之義内々ニ而願上度心入ニ御座候、殊高祖父対馬守^{（義智・初代藩主）}、^{（徳川家）}智義、御当家ニ而ハ無御座候得共、已前宰相ニ可被仰付与之義も御座候得共、小身ニ而受高官候義如何敷候間、何とそ御加増之方をと奉存所存ニ而御断申上、侍従ニ而相済來り、其格ニ只今迄代々^{（侍従）}拾遺之官ニ而御座候、何とそ不苦義ニ候ハ、此度少将之官位之儀、内々ニ而願上如何可有御座候哉、可相調与被思召候哉、御懇意之上之義ニ御座候故、不遠慮成申上事ニ候得共、御内意を承度奉存候、又御老中様方御事、書翰之義者此度被差留候得共、若音物計ハ進覽仕義も御座候^{（書契）}、^{（判読不能）}目録之上包ニ御官名をも書載仕事ニ御座候処、御職分[△]ハ御官位不足御座候段、如何敷奉存候、朝鮮人之義ハ官位ヲ第一と仕候故、御官位不宜候而ハ、何角ニ付自然ハ軽しめ申所也可有御座候哉、若無礼之義も可有之歟と無心元奉存候、是亦御相応ニ有之度御事ニ乍憚奉存候、此義も如何被思召義ニ御座候哉、：

瀧の話は、①鹿児島島津家が今回琉球使節を連れて来るに当たつて、官位昇進を願い出たことを他から伝え聞いたこと、②対馬宗家も来年（一七一年）に朝鮮通信使を連れて来るが、同使節は琉球使節とは比べものにならないほど「格別」な存在であること、③朝鮮侵略後の日朝講和成立（一六〇七年）以降、対馬宗家は代々朝鮮通交（外交・貿易）を務め、通信使を同道させてきてることから、大きな財政負担ともなっていること、④朝鮮に対する外聞が中国にも伝わることから、内々に官位昇進を願い出たいと思つていたこと、⑤宗義智（初代

藩主）は、徳川家のときではないが、宰相（参議の唐名）入りの話を断り、土地の増加を願い出たという経緯があることから、今でも対馬藩主は代々拾遺（侍従の唐名）にとどまっていること、⑥この度内々少将への任官を願い出たいので、懇意である白石の意見を伺いたいこと、⑦音物は目録の上包みに幕府老中の官位を記さなければならぬことから、「職分」に対して官位が低いと朝鮮側からどのように思われるか分からぬこと、⑧朝鮮は官位を第一とする国柄があるので、官位が「職分」に対して適当なものでないと幕府老中のことを軽く見たり、無礼な態度を取つたりするかもしれないこと、である。

中国や朝鮮に対する日本（幕府）の外聞、義智の参議（宰相）入り

の過去を引き合いに出し、官位昇進（少将任官）の正当性を訴える内容となつてゐる。しかし、これまで中国や朝鮮が幕府老中の官位に触れたこともなれば、義智の参議（宰相）入りについて、明確な根拠を持ち合わせていてもない。²² 対馬宗家としては、島津家が官位昇進の慣行を成立させたことに便乗したかったのであって、だからこそ幕府老中の官位と「職分」に一方ならぬ思い入れ（関心）のある白石に相談したものと考へられる。目録上包みに記される幕府老中の官位にあえて言及したのは、白石の関心を改めて喚起することで、対馬宗家の官位昇進につなげたいといった意図があつたからであろう。²³ しかし、白石の反応は素氣無いものであつた。

：薩摩守殿ニハ大中納言之家ニ而候得共、中絶ニ而漸近年中將迄二而候、是者御願候而茂先規在之事候、対馬守殿ニハ侍従之御

家ニ而御座候故、先規無之義を御願被成候段、相叶申間敷様ニ被存候、侍従之御家ニ而、只今御代々侍従御中絶無之候者、御家之御規模珍重之御事奉存候、道理難立儀を御願被成候ハ、首尾不仕のミニ無之、重而道理立候御願事被成候而も、先頃もケ様之難立義ヲ御願候、此度も其類ニ而可有之なと御批判も御座候而者、重キ事之御障リニ可罷成候故、不入御事之様ニ存候、又御老中御官位之義も中々罷成間敷様ニ被存候、是を御改被成候而ハ、惣躰段々改り不申候而者難成候、惣而武家之世と罷成候而者、職を第一と被成、官位ハ御構無日本之風儀ニ而候、
（源賴朝）頼朝ハ大納言ニ而相済申候、：

白石の返答は、①島津家は元々大納言・中納言になる家柄であり、それがしばらくは「中絶」していたので、近年ようやく中将への道を開けたこと、②これは先例があるかどうかの問題であつて、対馬宗家は元々侍従の家柄であり、少将の先例があるわけではないので、官位昇進は実現しないであろうこと、③元々侍従の家柄で未だ侍従任官が「中絶」していなければ、それはそれで「珍重」なことであるので、他の道理の立つ請願に支障をきたすような行為はしない方がよいこと、④幕府老中の官位の件も遅々として進んでおらず、仮に改まつたとしても、それに倣つて全てを変更する必要があるであろうこと、⑤武家の世となつた今、「職分」を第一とし、官位に構わないのが「日本之風儀」であり、あの源頼朝ですら大納言止まりであつたこと、である。

対馬宗家が官位昇進を願い出ること自体、全面的に否定するもので
あり、実現の可能性についてもないことが瀧に伝えられた。その理由
の中心は、元々対馬宗家が少将になる家柄ではない、といったもので
あり、白石の関心に付け込んだ対馬宗家の思惑はあえなく潰えてし
まつた。しかし、瀧はまだ諦めていたかたようで、白石が京都から
戻り次第、再び相談に行くことを決めた模様である。²⁵

おりに

これまでの流れを整理すると、宝永七年（一七一〇）一〇月七日に
白石と対面した杉村が、書契を土屋に披露しない理由——幕府老中と礼
曹参判の官位と「職分」が釣り合っていない——を聞き、翌八日に瀧が
白石と対面した際に、「武備之儀」「官位之儀」の請願を行い、その結
果を瀧から聞いた杉村が、平田宛て書状（前掲「直右衛門殿江之書状
之案」）に認めた、といつたことになるだろう。問題の「瀧六郎右衛
門草稿」の存在をこの流れの中に確認することはできないが、恐らく
「武備之儀」「官位之儀」の請願を行った瀧自身が作成し、平田宛て杉
村書状（前掲「直右衛門殿江之書状之案」）に添付して国元へ送った
ものと思われる。²⁶

その国元では、杉村の作戦——白石に協力的な態度をとることで、朝
鮮貿易が危機的状況に陥った際に助けてもらおう——もあって、白石に
提出する「書付」（①「覚書」+②「日本朝鮮和好再興之次第」）が、「瀧
六郎右衛門草稿」を叩き台として、芳洲や霞沼らによつて急ぎ作成さ

れていた。²⁷ 完成した「書付」は、杉村の考えに基づいて、後に国元
家老（平田）によってわざわざ江戸まで持ち込まれるといった演出が
なされるが、その前に杉村には次のような国元の方針が書状（一七一一
年一月一九日付）で知らされていた。²⁸

一、御官位等其外新井殿へ可被申立趣、先達而直（平田直右衛門・対馬藩國元家老）右衛門
方へ被申越候趣も、間部越前守様医者野口道貞へ貴殿前以

心安被申通候付、此度折々被致參上候付、御官位之儀朝鮮御

隣好之御取次被成候ニ、御官位輕候而者如何ニ候段物語被仕、

其外御国之義藩屏之國ニ候故、武備等茂嚴重ニ被成被置度与

之趣、御直之御書付ニ被成、御印判被遊被差越候者、道貞を

以彼方御家老奥村治左衛門へ被差出候、越前守様御覽可被

成候様可被仕候、ケ様之筋伝を以内々被仰込御方も有之段道

貞咄被申、御認様之義迄委細ニ被申聞、一々承届候、乍然於

爰許申談候ハ、御拝借御願相叶候様被仰上候義專要ニ奉存

（国元）
貞咄被申、御認様之義迄委細ニ被申聞、一々承届候、乍然於

爰許申談候ハ、御拝借御願相叶候様被仰上候義專要ニ奉存

（正徳度信使費用拝借）
貞咄被申、御認様之義迄委細ニ被申聞、一々承届候、乍然於

爰許申談候ハ、御拝借御願相叶候様被仰上候義專要ニ奉存

（十屋政直・幕府老中）
貞咄被申、御認様之義迄委細ニ被申聞、一々承届候、乍然於

爰許申談候ハ、御拝借御願相叶候様被仰上候義專要ニ奉存

（知脫ひ・如か）
貞咄被申、御認様之義迄委細ニ被申聞、一々承届候、乍然於

爰許申談候ハ、御拝借御願相叶候様被仰上候義專要ニ奉存

（幕府役人）
貞咄被申、御認様之義迄委細ニ被申聞、一々承届候、乍然於

爰許申談候ハ、御拝借御願相叶候様被仰上候義專要ニ奉存

（幕府役人）
貞咄被申、御認様之義迄委細ニ被申聞、一々承届候、乍然於

爰許申談候ハ、御拝借御願相叶候様被仰上候義專要ニ奉存

二て被仰上候義可然候、此度重キ御願差輻候節被仰込候義、肝要之御願之差支にも可罷成哉与存候付、越前守様へ道貞を以被申込候義、両様ともニ可被差控、委細直右衛門申談候間可為演説候、恐々謹言

書状の内容は、中盤にある「乍然」（傍点部分）をもって、前半部と後半部に分けることができる。前半部は、瀧が白石へ訴えた「武備之儀」「官位之儀」を、杉村が間部詮房（幕府側用人）の医者・野口道貞へも伝えてくれているようなので、その野口を使って、奥村治左衛門（間部家老）へ「御直之御書付」（＝対馬藩主の書付）を提出すれば、訴えた内容が間部にも聞き届けられるであろうこと²⁹、後半部には、しかし多くの幕府役人に訴えを行っている事が判明すれば、中には憤つて「はね付ケ」る役人もいるであろうから、正徳度信使費用の拝借を最重要の課題として、それが叶つた暁には「武備之儀」「官位之儀」の順番で願い出ることにしたい、である。

杉村は「武備之儀」「官位之儀」の請願の実現可能性を高めるため、間部にも働きかけを行っていた。³⁰しかし国元では、様々な願い出を多くの幕府役人に行っている事が露見することを恐れていた。「甚憤り」「はね付ケ」とあることを考えれば、そこで想定されていた人物は土屋政直のことであつただろう。³¹その土屋に幕府老中を介した《表向きのルート》ではなく、間部・白石を介した《奥向きのルート》を使つている事が判明することを國元は恐れていたのである。こうした心配は、瀧が「官位之儀」を訴えた際に白石が返答した内容——「道

理難立儀を御願被成候ハ、首尾不仕のミニ無之、重而道理立候御願事被成候而も、先頃もケ様之難立義ヲ御願候、此度も其類ニ而可有之なとと御批判も御座候而者、重キ事之御障リニ可罷成候故、不入御事之様ニ存候」——をもとに釀成された可能性がある。急速緊急度の増した正徳度信使費用拝借を実現するためにも、「武備之儀」「官位之儀」の請願を後回しにし、《表向きのルート》で願い出ることを國元として決していたのである。

実際、杉村が平田とともに願い出たのは、正徳度信使費用の拝借であり、請願も土屋のいる《表向きのルート》を通じてなされた。平田の目的は、白石から依頼されていた「書付」（①「覚書」+②「日本朝鮮和好再興之次第」）の提出にあつたが、費用拝借の問題が急浮上したこともあつて、拝借の特使としての役割を果たすことになったのである。結果、請願は認められ、「金五万両」という異例の拝借が実現する。³³

ところで、平田が白石に提出した①「覚書」には、「朝鮮之押」といつた語が使われている。「朝鮮之押」は「朝鮮押えの役」に通じ、管見の限りこのときの使用が初めてである。対馬宗家の朝鮮に対する役割を説明する中で急遽登場した同語は、いかなる目的を持って誰が創出したものだったのであろうか。最後にこの点を明らかにして本稿の締め括りとしたい。

すでに述べたように、①「覚書」は「瀧六郎右衛門草稿」を叩き台として、芳洲や霞沼らが改訂を加えたもの（＝「芳洲の草稿」）であつ

た（【図表①】）。ここから「朝鮮之押」の創出は、瀧か芳洲らか、といつたことになるだろう。ただ、「武備之儀」「官位之儀」の訴えを経て作成された「瀧六郎右衛門草稿」に「朝鮮之押」の語が使われていたとは思われない。なぜなら本文でも紹介した通り、瀧が訴えた「武備之儀」「官位之儀」の中に同語の使用が認められるわけではないからである（第二・三章）³⁶。ここから「朝鮮之押」の語は、芳洲ら儒学者が創出したと考へられるだろう。³⁷

しかしここで問題となるのは、何ゆえ芳洲らは「朝鮮之押」の語を創出しなければならなかつたのか、といったことである。このとき急遽使用されることを考えれば、創出されなければならなかつた背景が存在したはずであろう。その背景とは何か。ここでもう一度①「覚書」を取り巻く状況を整理してみる。

①「覚書」が提出されたのは、白石の依頼があつたためである。白石は瀧に「武備之儀」の訴えの内容を「書付」としてまとめてくるよう指示した（第二章）。瀧は違和感を覚え、多少の抵抗を試みるも、最終的には杉村に事の次第を報告し、杉村の平田宛て書状に「瀧六郎右衛門草稿」を付すかたちで、国元に「書付」の作成を委ねることとなつた。

これだけの状況から「朝鮮之押」の語の創出の背景を探るのは難しい。しかしここで思い出して欲しいのは、瀧が「武備之儀」の訴えを行つたのと同じ日に、「官位之儀」の訴えも行つていたという事実である。「官位之儀」の訴えは、「先例なし」との理由で白石から素氣無い

返答がなされたが、そもそも対馬宗家（瀧）が「官位之儀」を訴えたのは、島津家の官位昇進慣行の成立もさることながら、幕府老中と礼曹参判の官位と「職分」の不一致に並々ならぬ思い入れを持った白石がいたためであつた。

白石が朝鮮との関係も視野に幕府老中の官位と「職分」の整備を図ろうとしていたことは、すでに第一章で述べた通りである。対馬宗家（瀧）はそこに付け込んで、島津家同様の官位昇進を図ろうとした。何度も述べるが、対馬宗家の官位昇進はこのときは叶わない。しかし、瀧が「官位之儀」を諦めていなかつたことは、もっと注目されてよいだろう。「官位之儀」の訴えがこのとき限りのものではなかつたということを示すからである。

こうした事の次第は、当然に国元でも共有されていたと考えられ、芳洲らはそのあたりを考慮して、「朝鮮之押」を創出するに至つた。「朝鮮之押」の語は、直前の対馬宗家の朝鮮に対する役割を説明するくだりで急遽登場する。³⁸つまり、朝鮮に対する対馬宗家の諸々の役割（＝対馬藩主の「職分」）を端的に表現する言葉として使用された可能性があるということである。そしてそれが白石に開陳された事実は、正徳度信使費用拝借が実現した今、「武備之儀」の請願を通じて、さらなる朝鮮貿易への「梃入れ」を期待するとともに、対馬藩主の朝鮮に対する「職分」を訴えることで、「官位之儀」（対馬藩主の少将任官）をも実現しようとしたからではなかつたか。白石が官位と「職分」の不一致に並々ならぬ关心を持つていたことは、ここで繰り返すまでも

ないだろう。

「書付」が提出された後、「武備之儀」「官位之儀」の請願がどのように展開していったのかは分からぬ。そのことを示す史資料が今のところ見つかっていないからである。正徳度信使（一七一年）が来

日し、周知のような日朝間の事件（犯諱など）が起ころるもの、「武備之儀」「官位之儀」に関しては全く動きが見られない。日朝間の事件によって、それどころではなくなつてしまつたということであろうか。³⁹

「武備之儀」「官位之儀」の請願に関する次なる動き出しへ、田代氏が明らかにした白石・芳洲論争の際である。ただこのときは「武備之儀」に関する協議のみが白熱し、「官位之儀」に関する協議は全くと言つていいほどなされていない。輸出銀高の削減を阻止することに集中するあまり、「官位之儀」は顧みられなくなつてしまつていたのであろう。しかし筆者としては、正徳度信使費用拝借の舞台裏で「官位之儀」が幕府一対馬宗家間で「問題」とされていたからこそ、「朝鮮之押」が創出されるに至つたと見てゐる。そしてこの「朝鮮之押」は、後には様々な請願を行う際の方便として用いられる「朝鮮押えの役」に「発展」していくものとの見通しさえ持つてゐる。⁴⁰「朝鮮之押」から「朝鮮押えの役」へ。一こうした「発展」がどのような過程を経てなされたのか、現段階において明確な回答を持ち合わせているわけではない。しかし「朝鮮之押」は、対馬藩主（対馬宗家）の朝鮮に対する諸々の役割＝「職分」を端的に表現するのに格好のワードとして生き続けた

可能性がある。「朝鮮之押」がいかに用いられていくのか、そして「朝鮮押えの役」にいかに「発展」していくのか。こうした点を今後の課題として残し、本稿をひとまず終えることにしたい。

1 田代和生『日朝交易と対馬藩』（創文社、二〇〇七年）五二頁。この「書付」は後に述べるように二種類の文書からなる。

2 正徳度信使費用拝借の過程については、古川祐貴「対馬宗家の対幕府交渉－正徳度信使費用拝借をめぐつて－」（荒武賢一朗編『世界とつなぐ起点としての日本列島史』（清文堂出版、二〇一六年）を参照のこと。

3 長崎県対馬歴史研究センター所蔵「宗家文庫史料」記録類III—朝廷・幕府⁶）、田代前掲『日朝交易と対馬藩』六二～七〇頁に全文翻刻がなされている。混乱をきたさぬよう前者を①「覚書」、後者を②「日本朝鮮和好再興之次第」として表記する。

4 田代前掲『日朝交易と対馬藩』五二頁。

5 白石は元々「勘解由」であったが、正徳元年（一七一二）一〇月一一日に叙爵され、「筑後守」を名乗るようになつていて（新井白石（松村明校注）『折たく柴の記』（岩波書店、一九九九年）一九四頁）。

6 「白石・芳洲論争」とは、正徳四年（一七一四）から同五年（一七一五）にかけて、白石と芳洲が江戸で繰り広げた経済論争のことである。国家的な見地から外国への銀輸出を抑制しようとする白石と、対馬藩経済を守る観点から銀輸出の増額、あるいは石高への振り替えを要求する芳洲

という構図で展開される。書面を含めた対面は三回行われ、最終的には「対馬からの銀輸出はやむなし」との結論を引き出すに至った。同論争の詳細については、田代和生「対馬藩経済思想の確立」（田代前掲『日朝交易と対馬藩』）（初出二〇〇〇年）を参照のこと。

7 田代前掲『日朝交易と対馬藩』一八〇七〇頁。すなわち、江戸で「瀧六郎右衛門草稿」が作成された後に、国元で芳洲らの改訂が加えられ（「芳洲の草稿」）、それがそのまま①「覚書」として白石に提出された、とう流れである。①「覚書」が「宗対馬守書付」として改められるのは、白石・芳洲論争のときであり、今回ではない。

8 「瀧六郎右衛門草稿」の存在を初めて指摘したのは泉澄一氏であるが（泉澄一『対馬藩藩儒雨森芳洲の基礎的研究』〔関西大学東西学術研究所、一九九七年〕三〇八～三〇九頁）、成立年を元禄一三年（一七〇〇）と誤解していたことから、田代前掲「対馬藩経済思想の確立」によつて、宝永六年（一七〇九）～同七年（一七一〇）頃と改められるに至つた。しかしその田代氏も、白石・芳洲論争の過程を解明することに注力していることから、「瀧六郎右衛門草稿」がいつどのような目的でなぜ作成されたのかについては明らかにしなかつた。ちなみに「瀧六郎右衛門草稿」の原本及び写は現存が確認されていない。

9 三宅英利『近世日朝関係史の研究』（文献出版、一九八六年）三八五頁。

10 本章では特に断らない限り、「直右衛門殿江之書状之案」（長崎県対馬歴史研究センター所蔵「宗家文庫史料」一紙物641-29）による。「直右衛門」とは平田直右衛門のことであり、同史料は杉村（江戸家老）から平田（国元家老）へ送られた書状の案文（下書き）である（平田宛ての書状の中には白石からの回答の内容が記されていたといふこと）。

11 高埜利彦「一八世紀前半の日本—泰平のなかの転換—」（『岩波講座 日本通史 第13巻 近世3』）〔岩波書店、一九九四年〕四四～四五頁には、「武家官位表束考」が引かれ、白石が構想した勲位制度について触れる。

12 「鶴峯集」は、文禄の役（一五九二～九三年）時に朝鮮國慶尚道觀察使を務めた金誠一^{キムソンイ}が著した詩文集のことである。彼は文禄二年（一五九三）に陣中で没したが、それ以前の天正度信使（一五九〇年）の際に副使として来日し、日本紀行文「海槎錄」を著していた。「海槎錄」は「鶴峯集」に収められ、天正度信使（一五九〇年）に関して多くのことを記すことから、杉村によつて白石への提供がなされたのであろう。ちなみに「鶴峯集」の「鶴峯」とは金誠一の号であり、彼は李滉^{イフアン}（号：退溪^{テグ}）に学び、最終的に弘文館副提学にまで進んだ（田中健夫『対外関係と文化交流』〔思文閣出版、一九八二年〕二八八頁）。

13 前掲「直右衛門殿江之書状之案」。

14 「宝永新例案」（一七一〇年）については、太田勝也『鎖国時代長崎貿易史の研究』（思文閣出版、一九九一年）四五四～五二三頁、木村直樹「一八世紀の対外関係と長崎」（藤田覚編『一八世紀日本の政治と外交』〔山川出版社、二〇一〇年〕）一六九～一七二頁を参照のこと。

15 後に白石・芳洲論争が勃発することを考えれば、白石と対馬宗家の関係は険悪であったことが想像される。しかし、杉村が自主的に「鶴峯集」の写を提供していることなどを踏まえれば、両者の関係は険悪であったとまでは言い切れない。瀧が白石に「官位之儀」を訴えた際に、白石に対して「御懇意之上之義ニ御座候故、不遠慮成申上事ニ候得共、御内意を承度奉存候」と断つていることは（第三章）、少なくとも対馬宗家から見た白石は「脅威の対象」とはなり得ても、関係が険悪とまでは言えなかつ

たことが分かる。

■■、御一世御官位之義者見へ不申候」〔辛卯信使來聘前秋元但馬守様

16 本章では特に断らない限り、「新井勘解由殿近日御用有之京都江御登二付
瀧六郎右衛門為御届去ル八日罷出候刻申入候口上并御答之覚」（長崎県対

馬歴史研究センター所蔵「宗家文庫史料」一紙物 1165-1）による。

17 史料上判明する対馬宗家最古の当主。荒木和憲『対馬宗氏の中世史』（吉
川弘文館、二〇一七年）一六頁を参照のこと。

18 対馬宗家は、貞享三年（一六八六）七月二一日に、①日本方差渡候諸色
朝鮮方買調候品々之覚書一冊、②朝鮮江差渡候送使人数并音物之覚書一
冊、③内証向之覚書、を阿部に提出した（朝鮮筋御用之儀ニ付阿部豊後
守様江殿様御出之時之覚書并田島十郎兵衛罷出申上候覚書）〔国史編纂委
員会所蔵「対馬島宗家文書」記録類 3615〕。

19 「書付」は冒頭にも述べた通り、対馬から参上した平田によつて、正徳元
年（一七一）四月八日に白石へもたらされた。また、もう一つ提出を
依頼されていた「委書付」がこのとき、あるいはこのとき以前に出され
ていたかどうかは判断ができない。

20 前掲「直右衛門殿江之書状之案」。

21 本章では特に断らない限り、前掲「新井勘解由殿近日御用有之京都江御
登二付瀧六郎右衛門為御届去ル八日罷出候刻申入候口上并御答之覚」に
よる。

22 後に江戸藩邸の依頼に基づいて、豊臣秀吉による九州平定（一五八七年）
後の宗義調よしげや宗昭景あきかげ（後の義智）の官位について調べた国元では、両者
の官位を明確に記した記録が残っていないことを返答している（「就夫
御家譜相考候処」（宗）義調様・（宗）照景〔義智〕様、太閤〔豊臣秀吉〕
様薩摩御帰陣之節、筑前於筥崎御目見被成、御持領物有之為ル趣相見へ

23 島津家は、宝永元年（一七〇四）と同六年（一七〇九）の二度にわたつ
て幕府から琉球使節の派遣を断られたが、①琉球が中国に朝貢する國々
の中で朝鮮に次ぐ第二の席次にあること、②使節の派遣は徳川將軍の威
光を弥増すのに役立つことの二点を、間部詮房（幕府側用人）に訴え出
たことで使節の派遣が認められるとともに、派遣に伴う島津家当主の官
位昇進の慣行を成立させた（横山學『琉球国使節渡来の研究』〔吉川弘文館、
一九八七年〕六一～七一頁、紙屋敦之「江戸上り」〔『新琉球史－近世編（下）
』（琉球新報社、一九九〇年）〕一五一～八頁、同「幕藩体制下における
琉球の位置—幕・薩・琉三者の権力関係—」〔同『幕藩制国家の琉球支配』
（校倉書房、一九九〇年）〕二四九～二五一頁、同「琉球使節の江戸上り」
〔同『大君外交と東アジア』（吉川弘文館、一九九七年）〕一三九～一四一
頁）。瀧が白石に切り出した島津家の話とは、恐らくこのことを指してい
るのであろう。ちなみに対馬宗家が島津家の官位昇進慣行の成立に付け
込んで少将任官を願い出ていた事実はこれまで全く知られていない。

24 白石の関心を直に聞いていたのは、前日（一〇月七日）に対面した杉村
であつたが、瀧は白石と対面するに当たつて、事前にその話を杉村から
聞いていたのであろう。

25 白石は宝永七年（一七一〇）八月一〇日に、京都にて中御門天皇の即位
式（一月一日）を見に行くよう命ぜられており、琉球使節と会した

後に江戸発、即位式を見てまもなく京都を出発する予定であった（横山前掲『琉球国使節渡来の研究』一二七頁）。瀧はこの予定を白石から聞いていたものと思われるが、実際に白石が江戸を発ったのは、同年一〇月一二日のことであり、さらに滞在先の京都を出発したのは、翌正徳元年（一七一）一月二一日のことであった（前掲『折たく柴の記』一九二、一九四頁）。つまり、白石にもう一度願い出たいたとした瀧の自論見は、実現していなかつたことが分かる。白石の予定が遅延した理由は今のところ明らかでない。

26 そのような意味で、「瀧六郎右衛門草稿」の成立を、宝永六年（一七〇九）（同七年（一七一〇）頃と推測した田代氏の見解は正しい（注8参照）。より正確を期すれば、宝永七年（一七一〇）一〇～一二月頃に設定しておくべきであろう。

27 ①「覚書」に加えて、②「日本朝鮮和好再興之次第」が作成されたのは、

書契に関する白石の質問—幕府老中と礼曹參判が交わした書契は寛永三年（一六三六）が初見かーに瀧が答えた際に、白石から「右信使并書翰（書契）之儀ニ付、和好之次第、朝鮮筋対州之義」を詳細に尋ねきたためであろう（第二章）。この問い合わせの返す刀で瀧は「武備之儀」の訴えを行つた。そしてこの②「日本朝鮮和好再興之次第」は、白石・芳洲論争の際に提出された「隣好始末物語」の歴史的叙述部分の土台として活用されることになる（田代前掲『日朝交易と対馬藩』六二頁）。

28 前掲「辛卯信使來聘前秋元旦馬守様より御留守居山川作左衛門被召寄此方御先祖義調様御官位被蒙仰年号月日相知候ハ、書付被差出候様ニ被仰渡候段杉村三郎左衛門方より申来候付返答申遣候書状之写」。

29 このとき間部に対馬藩主名で請願を行おうとしていた事実は示唆的であ

る。なぜなら、①「覚書」は白石・芳洲論争（第一回目・一七一四年一月二二日）の際に、「宗対馬守書付」として白石へ提出されることになるからである（図表①）。つまり対馬宗家は、この時点で「武備之儀」「官位之儀」の請願は藩主名で行うといったことを決めていたことになる。杉村が間部に働きかけを行っていたのは、島津家の先例があつたためであろう。島津家は間部への働きかけから琉球使節の派遣や官位昇進の慣行を成立させた（注23参照）。

30

古川前掲「対馬宗家の対幕府交渉」二五三～五四頁。

31

古川前掲「対馬宗家の対幕府交渉」二五七～二五八頁。

32

古川前掲「対馬宗家の対幕府交渉」二五七～二五九頁。

33

藤信・藤田覚編『前近代の日本列島と朝鮮半島』（山川出版社、二〇〇七年）を参照のこと。

34

朝鮮押えの役については、鶴田啓「朝鮮押えの役」はあつたか（佐藤信・藤田覚編『前近代の日本列島と朝鮮半島』（山川出版社、二〇〇七年）を参照のこと。

35

「朝鮮之押」は、「…殊朝鮮之儀小國ニ而者候得共、中華を頼、一国を構へ候所ニ而、容易ニ取扱候儀難仕、其上國之強弱も時ニ隨而変化仕者ニ御坐候故、対馬守儀代々油断可致様無之、朝鮮江和館を構江、人數を差置、北京・朝鮮之時勢を窺せ、又者対州ニ兩関所（鰐浦・佐須奈関所）其外所々ニ遠見番所を申付、人數を宛置、郷村ニハ民居之多少ニ応シ郷士・農兵を召置キ、糧食を与ヘ、武芸を嗜セ、昼夜無間断外國之様躰を相考、尤參勤之儀ハ諸御大名様方同前ニ隔年ニ勤之候、彼是少人數ニ而ハ難成、責而拾万石之分限程之人數所持不仕候而者、朝鮮之押旁相勤リ不申、只今迄其通りニ仕來り候、…」という中に急遽登場する。

36 「瀧六郎右衛門草稿」の原本及び写は存在せず（注8参照）、具体的な内容が分からぬ中での判断は避けるべきであるが、瀧が訴えた「武備之儀」

「官位之儀」の内容を見る限りにおいては、「朝鮮之押」の語が使用されていた可能性は低いものと考えられる。

37 「朝鮮押えの役」と併せて用いられる「藩屏」の語も、陶山訥庵（対馬藩儒学者）が「宗氏家譜」（一六八六年成立）の際に用いたことが明らかである（鈴木棠^{じょう}二編『對馬叢書第三集 十九公實錄・宗氏家譜』〔村田書店、一九七七年〕一六五頁）。「藩屏」の語の展開については、吉村雅美「一八世紀の対外関係と「藩屏」認識—対馬藩における「藩屏」の「役」論をめぐつて—」（『日本歴史』七八九、一〇一四年）に詳しい。

38 注35参照。

39 ①「覚書」表紙に「此通草案認、(平田)直右衛門被持越候得とも、筑後守〔新井白石〕様へ被差出候節、書改候所數多有之候ニ付、此書付ハ反古同前也」とあることを考えれば、①「覚書」に関して白石の指導が多く入り、「反古同前」となつていたことが分かる（「はじめに」）。ここから何らかの返答が白石からなされていていたことが窺えるが、この「返答」がいつ頃のことであったのか、表紙の記述からだけでは判断することができない。

40 筆者は「朝鮮之押」が「朝鮮押えの役」に「発展」していくものとの見通しを持っているが、両者は全く関係がない可能性もある。しかし、そうした可能性も含めて検討していくことが、鶴田氏以来の「朝鮮押えの役」研究（鶴田前掲「朝鮮押えの役」はあつたか）を進めていくことになつていいだろう。

〔付記〕本稿は、JSPS科研費JP18K12503、JP19H00537、JP20K00975による成果の一部である。

（ふるかわ・ゆうき 弘前大学人文社会科学院）